第明治三十五種郵便物認可

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札は、令和４年４月12日に入札公告を行った「国立劇場再整備等事業」の再度公告です。

令和５年２月３日

独立行政法人日本芸術文化振興会

理事長　河村　潤子

◎調達機関番号　574　◎所在地番号　13

１　事業概要

⑴　品目分類番号　41、42、75、76、78、80、81

⑵　事業名　国立劇場再整備等事業（以下「本事業」という。）

⑶　事業場所　東京都千代田区隼町４－１　他

⑷　事業内容　本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第７条に基づき選定された事業として、開札の結果、本事業を実施する者として選定された落札者が、振興会との間に本事業の円滑な実施に必要な基本事項を定めた基本協定を締結し、基本協定の定めにより本事業の遂行のみを目的とした会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社（以下「事業者」という。）を設立のうえ、特定事業を実施する。事業者は、提案に基づき、いわゆるＢＴＯ方式により、事業敷地に現存する国立劇場本館等、既存工作物及び外構の解体撤去等を含む新たな国立劇場（以下「国立劇場」という。）の施設整備（設計、建設等）及び維持管理・運営を実施する。なお、国立能楽堂における一部の運営もＯ方式によりあわせて実施する。また、事業者は本事業の付帯事業として国立劇場に係る未利用容積を活用し、劇場機能と相乗効果を発揮し、本事業の事業目的に寄与する自らの施設を国立劇場と合築して整備し、運営する。

⑸　事業期間　事業契約締結日から令和31年３月31日まで。

２　競争参加資格

⑴　応募者の構成

①　応募者は、１⑷に掲げる業務及び付帯事業を実施することを予定する複数の企業によって構成されるグループであること。

②　応募者を構成する企業の全部又は一部は、基本協定の締結後に会社法に定められる株式会社として設立する事業者に出資を行うこと（以下、応募者を構成する企業のうち、事業者に出資を行う者を「構成員」、出資を行わない者を「協力企業」という。）。また、事業者の株主は、次のア及びイの要件を満たすこと。

ア　構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有し、かつ、構成員以外の株主の議決権保有割合が株主中最大とならないこと。

イ　事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有することとし、振興会の事前の書類等による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

③　構成員の中から応募者を代表する企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこととし、代表企業は応募者を構成する企業すべてにおいて⑴及び⑵が担保されていることを確認すること。

④　応募にあたり、応募者を構成する企業それぞれが、事業者から直接業務を受託し又は請け負うこととし、以下のいずれかの業務に携わることを明らかにすること。

ア　設計業務
イ　建設業務
ウ　工事監理業務
エ　維持管理業務
オ　運営業務
カ　付帯事業

なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にしたうえで各業務を複数の者が行うことは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本面又は人事面において関連のある者が建設業務と工事監理業務を実施することはできない。

⑤　応募者を構成する企業の変更は認めない。ただし令和５年５月31日までの期間に限り、応募者を構成する企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、振興会と協議するものとし、その事情を検討のうえ振興会が認めた場合はこの限りでない。

⑥　応募者を構成する企業のいずれかが、他の応募者を構成する企業でないこと。

⑦　舞台関連設備（舞台機構設備、舞台照明設備、舞台音響設備）の施設整備及び維持管理業務を自社で行う企業は、落札決定までいずれの応募者の構成員、協力企業にもなってはならない。

⑧　応募者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者を構成する企業でないこと。ただし、当該応募者の協力企業と資本又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合を除く。

⑨　前掲の④における「資本面又は人事面において関連のある者」及び⑧における「資本関係又は人的関係のある者」とは、次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。

ア　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(A)　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。（Ｂ）において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。（Ｂ）において同じ。）の関係にある場合

(B)　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（Ａ）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(A)　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ａ．株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a)　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b)　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c)　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

(d)　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ｂ．会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ｃ．会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ｄ．組合（共同企業体等を含む。以下同じ。）の理事

ｅ．その他の業務を執行する者であって、ａ．からｄ．までに掲げる者に準ずる者

(B)　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(C)　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。その他ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑵　応募者を構成する企業に共通の参加資格要件

①　独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。代理人においても同様とする。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同規程第16条中の「特別の理由がある場合」に該当する者とする。